

五監公告第11号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年7月2日

五 泉 市 監 査 委 員
浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 措置を講じた団体等

五泉市障害者地域活動支援センターI型 あさひの家
（指定管理者 社会福祉法人 中東福祉会）

健康福祉課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の期間

令和6年4月23日～令和6年5月27日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
<p>市と指定管理者双方のモニタリングの質と量が不足しているように思われる。</p> <p>現在四半期ごとに提出される実績報告書の提出頻度と内容等について、双方で協議の上見直し、モニタリングによるチェック機能を十分に果たされたい。</p> <p>加えて、市は年間の管理運営評価を指定管理者にフィードバックすることにより課題の指摘や改善のアドバイスを行い、求める業務水準の確保に努められたい。</p> <p>また、指定管理者により利用者満足度調査を実施しているが、対象者は一部の利用頻度の高い利用者のみである。利用が少ない登録者の意見・要望についても収集を図り、課題の把握に努められたい。</p>	<p>四半期ごとの実績報告について、指定管理者と協議を行い、内容の充実を図ることとしました。</p> <p>管理運営評価については、評価実施後、指定管理者に情報提供いたしました。</p> <p>また、利用者に対する調査は、毎年度行う利用登録の際にアンケート調査を行うよう見直しを行い、課題の把握に努めてまいります。</p>